# 2022 犬山市プレミアム商品券事業 参加店募集のご案内

犬山市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、特に飲食店を中心に多くの商業が経済的なダメージを受けています。このような状況に対応していくため、今回は飲食店限定券を設けるとともに市民への生活支援、市内消費の拡大を図ることを目的に「2022 犬山市プレミアム商品券事業」を実施いたします。

前回に引き続き、犬山商工会議所が本事業を受託し、実施することになりました。

つきましては、本事業の趣旨にご賛同いただき、参加いただくことのできる店舗の募集をいたします。 ぜひとも、ご参加いただきますようご案内いたします。

## 1. 商品券の概要

- ① 商品券名 2022 犬山市プレミアム商品券
- ② 発行総額 4億4400万円
- ③ 額面額 @500円券

☆6,000 円分(**飲食店限定券4枚 全店共通券8枚** 計 12 枚 1 セット)を 3,000 円で販売!

④ 券種 プレミアム商品券は、飲食店限定券(\*飲食店でのみ使用可 2,000 円分)と 全店共通券(飲食店及び飲食店以外の店舗で使用可 4,000 円分)を1セットとして販売! 昨年までの中小店限定券はなくなりました。

\*飲食店限定券・・・飲食店営業許可または喫茶店営業許可を取得し、参加店のうち飲食店 (コンビニエンスストアは除く)として登録している店舗でのみ使用可

⑤ 購入対象者 犬山市民(基準日令和4年7月10日)【予定】想定約73,000人

## 2. 商品券の販売期日及び販売場所 (予定)

① 第1次販売 犬山市から送付された購入券持参者に販売

販売期間は、令和4年8月24日(水)から9月30日(金)とする。

販売場所は、市内郵便局、農協、大型店 等とする。

② 第2次販売 第1次販売で売れ残った場合、第2次販売を行う。

購入対象者は、第1次販売時に第2次販売への応募を希望した者に限る。 上記対象者から、抽選により第1次販売で売れ残ったセット数を販売する。

販売方法、販売場所は未定。

#### 3. 商品券使用可能期間

令和4年9月1日(木)から令和4年12月31日(土)までの4カ月間

## 4. 事業のPR方法

- ① チラシ (参加店一覧表) を作成し、市内全戸に配布
- ② プレミアム商品券事業のHP (特設サイト) に、事業所名、所在地、電話番号を掲載
- ③ ポスターを作成して市内広報版等に掲示
- 5. 参加店の登録 (犬山市内の店舗に限ります。)

大型店、中小店、会員、非会員を問わず 無料

## 6. 登録の申込締切日

令和4年5月6日(金) ~令和4年11月30日(水) **※令和4年6月10日(金)** までにお申込みいただくと、購入者に配布するチラシ「**参加店一覧表」に掲載**します。

## 7. チラシ「参加店一覧表」について

参加店名、電話番号を掲載します。

### 8. 登録の申込方法

下記申込書に必要事項を記入の上、同意書を添えて、犬山商工会議所へお申し込みください。

## 9. 換金について

- ① 換金手数料 無料
- ② 換金方法
- (1) 犬山商工会議所での換金

名古屋銀行犬山支店振出の小切手で支払います。ただし、金融機関によっ ては、小切手の取立に際し、手数料がかかる場合があります。

(2) 市内指定金融機関での換金(中小店のみ)(1日200枚以下) 窓口にて参加店名義の通帳に入金します。

## 10. その他

- ① のぼり 参加店には、目印となるのぼりを配布します。令和3年度の参加店にはポールを配 布しません。令和4年度新規参加店のみポールを配布します。
- ② 禁止事項 事業活動に伴う諸経費等の支払い及び購入対象者が商品券の参加店の場合 購入した商品券を直接換金することはできません。
- 11. 事業実施機関 大山商工会議所 TEL 0568-62-5233 FAX 0568-61-3986

## **半山商工企議所 行 EAV 0560-61-2006**

	広哉が 1」 「AA USUO-UI-S90U	节和4年 月 日
(フリガナ <b>)</b> 店舗名	※店舗名は「参加店一覧表」「HP」へ掲載します。	- 地区 犬山(城下町・犬山駅周辺・その他犬山) 羽黒、城東、池野、楽田
所在地	〒 ※所在地は「HP」へ掲載します。	
連絡先	TEL ( ) – ※「参加店一覧表」「HP」へ掲載します。	F A X ( ) –
担当者名		
業種	□大型店(売場面積 1,000 ㎡以上) □小売店□その他( □飲食店【□飲食店営業許可証No. 【□喫茶店営業許可証No.	□コンビニエンスストア ) ] ]
換金方法	□商工会議所で小切手を受領 □金融機関での口座入金(200枚以内のみ) (銀行・信金 ※金融機関で換金を希望する場合は、別に申請書を ※大型店は、商工会議所での換金のみとなります。	

- ※ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条の適用を受けている店舗「暴力団員によ る不当な行為の防止等に関する法律」の適用を受ける店舗、その他犬山商工会議所が別に定める業種は 登録できません。
- ※ ご記入いただいた情報は、大山市プレミアム商品券事業に係る管理並びに消費者及び特定金融機関等 への案内・情報提供に利用いたします。
- ※ 店舗名・TELは、市内全戸に配布するチラシ「参加店一覧表」及び当所ホームページに、所在地は 当所ホームページに掲載する内容となります。

## 送付先: 犬山商工会議所 行 FAX 0568-61-3986

## 2022 犬山市プレミアム商品券事業 参加店 同意書

大山商工会議所が受託して実施する「2022 大山市プレミアム商品券事業」の趣旨に賛同し、参加申込をします。

なお、参加にあたっては、犬山市プレミアム商品券事業実施要領のほか、下記の事項を遵守する ことに同意します。

#### 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、飲食店を中心に多くの商業者が経済的な ダメージを受けている。このような状況に対応していくため、市民への生活支援、市内消費の 拡大を図ることを目的とする。

## 2. 参加店の遵守事項

## ①商品券の使用

参加店は、消費者が商品券で物品の購入またはサービスを受けようとするときには現金同様に取扱うものとする。ただし、商品券で代金を受領する際、釣銭が発生してもそれを支払わないものとする。

## ②使用可能期間以外の商品券の受領

商品券の使用可能期間(令和4年9月1日より令和4年12月31日)以外の期間の商品 券の受領は行ってはならない。

#### ③参加店の禁止事項

- 1. 購入対象者(家族を含む)が登録店の場合、購入した商品券を参加店で使用せず、直接換金すること。
- 2. 事業所間取引(商品・諸経費の支払い)に伴う代金を支払うこと。 ※違反した場合、参加店資格を取り消すこととする。

## ④換金期日

令和5年1月26日(木)までに商品券の換金を終了するものとする。

## 3. 参加店の努力事項

商品券使用可能期間中の販売促進

商品券使用可能期間中は、本商品券持参者等に対する独自企画や連携企画などの 販売促進を積極的に行うものとする。

△ ¥n 1 5			
令和4年	<del>ト</del> ケ	i 🗆	Į

店舗名

代表者名